

## 平成 27 年度 第 1 回幕別町総合教育会議

日 時：平成 27 年 7 月 31 日（金）午後 3 時～  
場 所：幕別町役場 5 階議会委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 幕別町総合教育会議の運営に関する要綱について

(2) 幕別町教育大綱（案）について

(3) その他

4 閉会



# 議案第1号

## 幕別町総合教育会議の運営に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、幕別町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催)

**第2条** 会議は、町長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

### (会議の招集)

**第3条** 町長は、会議の招集に当たって、緊急止むを得ない場合を除き、会議を開催する日の3日前までに、会議の日時、場所、協議及び調整を行う事項（以下「協議事項等」という。）を教育委員会に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知後速やかに、会議の日時、場所及び協議事項等を幕別町のホームページに掲載し公表するものとする。

3 町長は、教育委員会から法第1条の4第4項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

### (議長)

**第4条** 会議の議長は、町長とする。

### (会議の非公開)

**第5条** 会議は、次の各号に掲げる事情を考慮し、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるととき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるととき。
- (3) その他公益上必要があると認めるととき。

### (会議の傍聴)

**第6条** 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

### (傍聴人の制限)

**第7条** 町長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

### (傍聴席に入ることのできない者)

**第8条** 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不適当であると認めた者

### (傍聴人の守るべき事項)

**第9条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れること。
- (3) 私語、談話等をしないこと。
- (4) 帽子又は外とうの類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の音の発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に町長が許可した場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

**第10条** 町長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

**第11条** 傍聴人は、第5条の規定により会議を非公開とすることに決定したときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

**第12条** 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、幕別町のホームページで公表するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 法第1条の4第2項各号に掲げる構成員の出席の状況
- (3) 法第1条の4第5項の規定により出席した関係者又は学識経験を有する者の職及び氏名
- (4) 会議において協議又は調整を行った事項
- (5) 発言者及び発言内容

(事務局)

**第13条** 会議の事務局は、企画室に置く。

2 教育委員会事務局は、必要に応じて会議の運営に関し補助するものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

議案第 2 号

# 幕別町教育大綱（案）

（平成 27 年度～平成 30 年度）

平成 27 年 月

幕 別 町

## 1 教育大綱策定の背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

この制度改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行なわれたものであります。

また、同法には、地方公共団体の長と教育委員会の連携強化を図るため、「総合教育会議」を設け、会議において教育の目標や施策の根本的な方針を定めた大綱の策定に関する協議をすることと定められていることから、本町における教育大綱を策定するものであります。

今回の「幕別町教育大綱」は、国第 2 期教育振興基本計画における基本的な方針を参照し、本町の実情に応じて、今後の本町における教育の目標、方策、進むべき方向性を示すものであります。

## 2 教育大綱の位置付け

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本方針となるものであり、「第5期幕別町総合計画」の基本構想を基に、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示し、「第5次幕別町生涯学習中期計画」との整合性・一貫性を図るものであります。

○基本目標　　郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人  
(幕別町教育目標)

○具体目標　　豊かな心とたくましい体の育成  
　　豊かな生活と自ら学ぶ力の高揚  
　　豊かな人間愛と国際性の涵養  
　　豊かな郷土と文化の創造

## 3 大綱の期間

大綱の期間は、「第5次幕別町生涯学習中期計画」との整合性・一貫性を図るため、平成27年度から平成30年までの4年間とし、同計画に期間の終期を合わせ、本大綱を連動させるものであります。また、「第5期幕別町総合計画」を踏まえ策定するものであります。

## 4 施策の実施

本大綱に掲げる基本目標の達成に向け、その具体的な施策の柱を掲げ、事業実施に当たっては、「第5次幕別町生涯学習中期計画」を踏まえ、本町の現状に即し、効率的かつ効果的に施策を推進していくものです。

## 5 施策の柱

### (1) 国内交流や国際交流の推進

地域の特性を生かした国内交流を推進し、交流人口の拡大を図ります。

また、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに諸外国の人々を受け入れるための体制づくりを進めます。

#### 【方 策】

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進

### (2) 生涯にわたる学習社会の形成

多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。

#### 【方 策】

- 学習プログラムの体系化
- 情報提供の充実
- 指導者・団体の育成
- 学習・活動機会の充実
- 施設の機能充実

### (3) 健やかな子どもを育てる学校教育の推進

社会の変化に対応できるように、基礎・基本を確実に身に付け、児童生徒が自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正に適切に対応しながら、教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

**【方 策】**

- 幼児教育の充実
- 小中学校教育の充実
- 教育施設の整備
- 高等学校教育の充実

**(4) 青少年の健全育成の推進**

次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

**【方 策】**

- 青少年の健全育成

**(5) 優れた芸術・文化活動の推進**

芸術・文化活動の振興を図るため、団体や住民の自主的な活動を支援するとともに、ネットワークづくりと交流の促進を図ります。

**【方 策】**

- 芸術・文化活動の育成と支援
- 芸術・文化事業の推進
- 芸術・文化鑑賞機会の拡充

**(6) 歴史的文化の伝承**

ナウマン象化石骨の復元骨格標本をはじめ、埋蔵文化財、アイヌ文化、開拓の歴史を伝える資料、地域の伝統文化など、有史以前から続く本町の歴史と文化の保存・継承を図ります。

**【方 策】**

- 施設の充実
- 歴史的文化の保存・継承と活用
- アイヌ文化の保存振興と理解の促進

## (7) 健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

町民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、コミュニティースポーツの振興と指導者、団体の育成を図ります。

### 【方 策】

- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 指導者・組織の育成と支援
- 社会体育施設の整備充実と有効活用
- パークゴルフの振興

# 幕別町教育大綱の概要図

基本目標 郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人



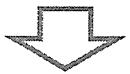
## ＜具 体 目 標 ＞

豊かな心とたくましい体の育成

豊かな生活と自ら学ぶ力の高揚

豊かな人間愛と国際性の涵養

豊かな郷土と文化の創造



## ＜施 策 の 柱 ＞

国内交流や国際交流の推進

生涯にわたる学習社会の形成

健やかな子どもを育てる学校教育の推進

青少年の健全育成の推進

優れた芸術・文化活動の推進

歴史的文化の伝承

健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

# 大綱の体系

## 基本目標

### 郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人

#### ＜具体目標＞

豊かな心とたくましい体の育成

—青少年の健全育成の推進

—健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進

豊かな生活と自ら学ぶ力の高揚

—生涯にわたる学習社会の形成

—健やかな子どもを育てる学校教育の推進

豊かな人間愛と国際性の涵養

—国内交流や国際交流の推進

豊かな郷土と文化の創造

—優れた芸術・文化活動の推進

—歴史的文化の伝承

#### ＜施策の柱＞

—青少年の健全育成

—スポーツ・レクリエーション活動の推進

—指導者・組織の育成と支援

—社会体育施設の整備充実と有効活用

—パークゴルフの振興

—学習プログラムの体系化

—情報提供の充実

—指導者・団体の育成

—学習・活動機会の充実

—施設の機能充実

—幼児教育の充実

—小中学校教育の充実

—教育施設の整備

—高等学校教育の充実

—国内交流の推進

—国際交流の推進

—芸術・文化活動の育成と支援

—芸術・文化事業の推進

—芸術・文化鑑賞機会の拡充

—施設の充実

—歴史的文化の保存・継承と活用

—アイヌ文化の保存振興と理解の促進

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 概 要

### 1 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、地方公共団体の長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

### 2 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。会議は、地方公共団体の長が招集し、地方公共団体の長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 地方公共団体の長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

### 3 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができるることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

### 4 その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。



## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係部分抜粋）

### (大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### (総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
  - 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - (1) 地方公共団体の長
    - (2) 教育委員会
  - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
  - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
  - 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関する意見を聞くことができる。
  - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
  - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。



## 施策の体系



健やかな子どもを育てる学校教育の推進

幼児教育の充実

- 異年齢保育の実施
- 延長保育の実施
- 満3歳児保育の実施
- 幼稚園、保育所、小学校の連携
- 幼稚園就園奨励費補助事業
- 私立幼稚園入園料・保育料補助事業
- 研修の充実

小中学校教育の充実

- 教育課程の充実・学習指導の充実
- 道徳教育の充実
- 人権教育の充実
- 社会科副読本の作成
- 体験学習の充実
- 開かれた学校経営の推進
- 教育用コンピュータ整備事業
- まくべつ教育の日
- 特別支援教育支援員の配置
- 教育支援委員会の開催
- 特別支援教育就学奨励費扶助
- 特色ある学校づくりの推進
- 地域に開かれた学校づくりの推進
- 研修の充実
- スクールカウンセラー活用事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 心の教室相談員配置事業
- いじめ防止対策推進委員会
- 子どもサポートー配置事業
- 組織的・計画的な安全管理の体制
- 農業体験塾事業
- 町立学校食育推進事業
- 納食配達車更新事業
- 納食用食器更新事業
- 納食用機材更新事業
- ふるさと納食の実施

教育施設の整備

- 学校規模の適正化および適正配置
- 学校施設の整備
- 学校施設耐震化事業
- 教員住宅改修事業

高等学校教育の充実

- 郷土に根ざした特色ある学校づくりの支援
- 修学支援資金制度

